

大分県福祉のまちづくり条例(平成7年大分県条例第7号)

目次

前文

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 福祉のまちづくりに関する施策(第八条 第十一条)

第三章 特定施設に係る措置等

第一節 特定施設に係る措置

第一款 特定施設に係る措置(第十二条 第十六条)

第二款 特別特定施設に係る措置(第十七条 第二十一条の二)

第二節 公共車両等に係る措置(第二十二条)

第三節 住宅等の整備(第二十三条)

第三章の二 特別特定建築物の建築の規模(第二十三条の二・第二十三条の三)

第四章 雑則(第二十四条 第二十七条)

附則

私たち一人一人が、住み慣れた地域において、個人として尊重され、生きがいを持って生活を営める社会をつくることは、私たち県民すべての願いであり、また、責務でもある。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていく必要がある。

また、このことは、急速な人口の高齢化を迎えるに当たっての緊急な課題でもある。

ここに、私たちは、お互いを大切にしよう心をはぐくみ、県、市町村、県民及び事業者が共に力を合わせて福祉のまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を実施し、及び特定施設を安全かつ容易に利用できるようにするための措置等を講ずることにより、福祉のまちづくりを推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、傷病者、子ども、外国人その他の者で日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限その他の制限を受けるものをいう。
- 二 特定施設 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の多数の者が利用する建築物及び道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定めるものを

いう。

(県の責務)

第三条 県は、福祉のまちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、その地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、自ら進んでその実現のための活動に参画するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、自ら設置し、又は管理する特定施設を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第七条 県、市町村、県民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県及び市町村は、市街地開発事業その他の事業の実施の機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第二章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 一 すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること。
- 二 すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること。

(高齢者、障害者等の意見の反映)

第八条の二 県は、福祉のまちづくりに関する施策に、高齢者、障害者等の意見を反映するこ

とができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第八条の三 県は、福祉のまちづくりに関する施策について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の推進)

第九条 県及び市町村は、高齢者、障害者等に対する理解とやさしさのある児童及び生徒を育成するための教育を推進するものとする。

(県民の意識の高揚等)

第十条 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるとともに、市町村、県民及び事業者に対し、必要な情報の提供、指導及び助言をするものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 特定施設に係る措置等

第一節 特定施設に係る措置

第一款 特定施設に係る措置

(基礎的基準等)

第十二条 知事は、特定施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の規則で定める施設（以下「出入口等」という。）の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を規則で定めるものとする。

- 2 知事は、基礎的基準のほか、出入口等の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準（以下「誘導的基準」という。）を規則で定め、誘導的基準に適合した特定施設の整備が促進されるよう、その普及啓発に努めるものとする。

(特定施設設置者の措置)

第十三条 特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定施設設置者」という。）は、当該特定施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、特定施設設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(既存の特定施設に係る措置)

第十四条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設(現に工事中のものを含む。以下「既存特定施設」という。)の所有者又は管理者は、当該特定施設について、基礎的基準又は誘導的基準への適合状況の把握に努めるとともに、基礎的基準に適合するようその整備に努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、既存特定施設の所有者又は管理者に対し、当該既存特定施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。
- 3 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、当該既存特定施設の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理運営)

第十五条 特定施設の所有者又は管理者は、当該特定施設の管理運営に関し、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、特定施設の所有者又は管理者に対し、当該特定施設の管理運営の方法の報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告があったときは、当該特定施設の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(適合証の交付)

第十六条 特定施設の所有者又は管理者は、当該特定施設を基礎的基準又は誘導的基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該特定施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定施設が基礎的基準又は誘導的基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

第二款 特別特定施設に係る措置

(特別特定施設設置者の措置)

第十七条 特定施設のうち、規則で定めるもの(以下「特別特定施設」という。)の新築等をしようとする者(以下「特別特定施設設置者」という。)は、当該特別特定施設を基礎的基準に適合させなければならない。ただし、基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

(新築等の届出)

第十八条 特別特定施設設置者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該特別特定施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第十七条第

一項の規定による申請をしたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その変更の内容を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特別特定施設が基礎的基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

（工事完了の届出）

第十九条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（勧告）

- 第二十条 知事は、特別特定施設の新築等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 一 特別特定施設設置者が、第十八条第一項の規定による届出を行わずに工事に着手したとき。
 - 二 第十八条第一項の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なり、かつ、基礎的基準に適合していない工事を行ったとき。
 - 三 第十八条第三項の指導及び助言を受けた者が、正当な理由がなく当該指導及び助言に従わなかったとき。

（公表）

- 第二十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

- 第二十一条の二 知事は、第十八条第三項、第二十条及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特別特定施設設置者に対し、報告を求め、又はその職員に、特別特定施設若しくは特別特定施設の工事現場に立ち入り、特別特定施設、設備、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節 公共車両等に係る措置

(公共車両等に係る措置)

第二十二條 公共車両等の所有者又は管理者は、その所有し、又は管理する公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者又は管理者に対し、前項の措置の実施状況の報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告があったときは、公共車両等の所有者又は管理者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

第三節 住宅等の整備

(住宅等の整備)

第二十三條 県民は、その所有する住宅又は宅地(以下「住宅等」という。)について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその整備に努めるものとする。

2 住宅等を供給する事業者は、当該住宅等並びに当該住宅等と一体的に整備される道路及び公園について、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようその整備に努めるものとする。

第三章の二 特別特定建築物の建築の規模

(定義)

第二十三條の二 この章における用語の意義は、法の例による。

(建築の規模)

第二十三條の三 法第十四条第三項の規定により条例で定める特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第五条第一号、第二号及び第八号から第十二号までに掲げるものに限る。)の建築の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計千平方メートルとする。

第四章 雑則

(表彰)

第二十四條 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うものとする。

(国等に関する特例)

第二十五條 第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十一条の二まで並びに第二十二條第二項及び第三項の規定は、国、県、市町村その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、適用しない。

- 2 知事は、国等に対し、特定施設及び公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるような必要な要請を行うことができる。

(適用除外)

第二十六条 市町村が特定施設及び公共車両等に係る措置並びに住宅等の整備(以下「特定施設に係る措置等」という。)に関して制定する福祉のまちづくりに関する条例の内容が、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、第三章の規定は、当該市町村の区域における特定施設に係る措置等については、適用しない。

- 2 市町村が法第十四条第三項の規定に基づいて制定する条例の内容が、前章の規定と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、同章の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。
- 3 前二項の規定による知事の公示は、大分県報への登載により行う。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第四章の規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条の次に二条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大分県福祉のまちづくり条例(以下「改正後の条例」という。)第三章第一節の規定は、この条例の施行の日以後に工事に着手する改正後の条例第十三条第一項に規定する特定施設の新築等について適用し、同日前に工事に着手したこの条例による改正前の大分県福祉のまちづくり条例第十二条第一項に規定する特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)第二条第十七号に規定する特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第五条第一号、第二号及び第八号から第十二号までに掲げるものに限る。以下「特別特定建築物」という。)の建築(法第二条第十九号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)については、改正後の条例第三章の二の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第四条第三項に規定する用途の変更をするものについては、改正後の条例第三章の二の規定は、適用しない。